

徳島県告示第五百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎鳴門総合サービスセンターにおいて、令和五年十一月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
1 1	鳴門公園	鳴門市鳴門町土佐泊浦字黒山 一一八番二〇二地先から 同 一一八番二八六地先まで	九八・三	令和五年十一月七日